解散命令公告

宮崎県公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けており、又はその所在が知れないので、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

令和８年10月５日

宮崎県知事　河野　俊嗣

記

命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

宮崎県建築板金事業協同組合

宮崎県延岡市旭ケ丘３丁目１番地13

加久藤商業協同組合

宮崎県えびの市大字小田404番地１

協同組合高鍋五香店会

宮崎県児湯郡高鍋町大字高鍋町842番地１

教示

１　この処分について不服がある場合は、行政不服審査法第２条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、書面により宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、処分のあったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると、処分の審査請求をすることができなくなります。

２　この処分についての取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、宮崎県を被告（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事になります。）として提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

教育職員免許状失効公告

次の教育職員免許状は失効した。

令和８年10月５日　岐阜県教育委員会

１　対象者の氏名、本籍地、生年月日

北村　篤、愛知県、平成元年７月28日

２　免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者

①　高等学校教諭一種免許状（理科）、平23高一第2670号、平成24年３月23日、愛知県教育委員会

②　高等学校教諭一種免許状（工業）、平23高一第2671号、平成24年３月23日、愛知県教育委員会

③　高等学校教諭専修免許状（理科）、平25高専第149号、平成26年３月23日、愛知県教育委員会

３　失効年月日　令和８年９月７日

４　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号（同法施行規則第74条の２第８号イ）該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。

令和８年10月５日　愛知県教育委員会

１　失効した免許状

⑴　氏名及び本籍地　杉原　啓貴、愛知県

⑵　免許状の種類、番号、授与年月日及び授与権者

ア　中学校教諭一種免許状　数学、平27中一第758号、平成28年３月18日、愛知県教育委員会

イ　高等学校教諭一種免許状　数学、平27高一第983号、平成28年３月18日、愛知県教育委員会

２　失効年月日　令和８年９月３日

３　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号（同法施行規則第74条の２第８号イ）該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

令和８年10月５日　鳥取県教育委員会

１　免許状の種類、免許状の番号、授与権者、授与年月日、本籍地、氏名

⑴　中学校教諭一種免許状（数学）、平07中１第２号、鳥取県教育委員会、平成７年４月27日、島根県、沖田　益穂

⑵　高等学校教諭一種免許状（数学）、平07高１第２号、鳥取県教育委員会、平成７年４月27日、島根県、沖田　益穂

２　失効年月日　令和８年９月８日

３　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号（同施行規則第74条の２第８号イ）該当

教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第11条第１項の規定により次の教育職員免許状の取上げ処分を行った。

令和８年10月５日　愛知県教育委員会

１　取上げ処分を行った免許状

⑴　氏名及び本籍地　坂　将人、愛知県

⑵　免許状の種類、番号、授与年月日及び授与権者

ア　中学校教諭一種免許状　外国語（英語）、平17中１第1095号、平成18年３月20日、愛知県教育委員会

イ　高等学校教諭一種免許状　外国語（英語）、平17高１第1959号、平成18年３月20日、愛知県教育委員会

ウ　中学校教諭専修免許状　外国語（英語）、平19中専第0119号、平成20年３月25日、愛知県教育委員会

エ　高等学校教諭専修免許状　外国語（英語）、平19高専第0182号、平成20年３月25日、愛知県教育委員会

２　処分年月日　令和８年９月１日

３　処分事由

教育職員免許法第11条第１項（同法施行規則第74条の２第８号イ）該当

「（仮称）地下鉄７号線中間駅周辺地区土地区画整理事業計画段階環境配慮書」の縦覧及び公表

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第三条の三第一項の規定に基づき、計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しましたので、土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十三号）第十三条第一項の規定に基づき、次のとおり公告いたします。

令和８年10月５日

さいたま市長　清水　勇人

１　第一種土地区画整理事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

名称：さいたま市

代表者の氏名：さいたま市長　清水　勇人

所在地：埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目４番４号

２　第一種土地区画整理事業の名称及び規模

名称：（仮称）地下鉄７号線中間駅周辺地区土地区画整理事業

規模：約120ha

３　第一種土地区画整理事業実施想定区域の位置

埼玉県さいたま市岩槻区浮谷地内外

４　配慮書及び要約書の縦覧及び公表の方法及び期間

⑴窓口における縦覧（書面による閲覧）

以下の場所にて、配慮書及び要約書を閲覧に供します。

ア　埼玉県環境部環境政策課

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番１号　第三庁舎３階

イ　さいたま市都市戦略本部未来都市推進部未来都市共創担当

埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目４番４号

ウ　見沼区役所情報公開コーナー

埼玉県さいたま市見沼区堀崎町12番地36

エ　緑区役所情報公開コーナー

埼玉県さいたま市緑区大字中尾975番地１

オ　岩槻区役所情報公開コーナー

埼玉県さいたま市岩槻区本町３－２－５　ワッツ東館３階

カ　七里公民館

埼玉県さいたま市見沼区東宮下265－１

キ　岩槻本丸公民館

埼玉県さいたま市岩槻区本丸３－17－１

ク　岩槻本町公民館

埼玉県さいたま市岩槻区本町４－２－25

ケ　岩槻南部公民館

埼玉県さいたま市岩槻区笹久保1348番地１

コ　岩槻城址公民館

埼玉県さいたま市岩槻区太田３－４－１

サ　春野図書館

埼玉県さいたま市見沼区春野２－12－１

シ　大宮東図書館

埼玉県さいたま市見沼区堀崎町48－１

ス　七里図書館

埼玉県さいたま市見沼区大字大谷1210（七里コミュニティセンター１階）

セ　片柳図書館

埼玉県さいたま市見沼区染谷３－147－１（片柳コミュニティセンター２階）

ソ　東浦和図書館

埼玉県さいたま市緑区中尾1440－８（プラザイースト１階）